

重要事項説明書

令和7年9月1日 改定

社会福祉法人 山栄会

千曲デイサービスセンター

長野県千曲市桑原 80

1. 事業主の概要

名称 社会福祉法人 山栄会
代表者名 理事長 山崎 俊比古
所在地・連絡先 佐久市常田字東池下 77-1 電話 0267-67-7654 FAX 0267-66-7654

2. 事業所名称及び事業所番号

事業所名 千曲デイサービスセンター
所在地・連絡先 千曲市桑原 80 電話 026-274-7654 FAX 026-274-7655
事業所番号 2071800599
管理者の氏名 緑川 茂

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

千曲デイサービスセンター（通所介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護保険法の理念に基づき、要介護の状態となった場合も、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう適切なサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 当施設において提供する介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令・告示の主旨及び内容に沿ったものとします。
- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の側に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び利用者家族のニーズを的確に捉え、個々に通所介護計画、介護予防サービス・通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとします。
- ③ 施設の運営にあたり、地域との結びつきを重視し、市町村や地域の保険・医療・福祉関係者などとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ④ 居宅介護サービスの計画がある場合は、当該計画に沿った通所介護を提供するものとします。

4. 施設の概要（千曲デイサービス）

構造など

敷地面積 3,286.53 m² 建物構造 鉄骨平屋建て
面積 利用定員 25名

5. 営業日など

営業日 日曜日以外 その他施設が指定する日以外

受付時間 9時00分～16時00分

営業時間 8時30分～17時30分

（サービス提供時間）

・通所介護事業 9時00分～16時30分

・介護予防・日常生活支援総合事業 9時30分～15時30分

通常の事業の実施区域

・通所介護事業 長野市（篠ノ井地区）、千曲市、坂城町

・介護予防・日常生活支援総合事業 千曲市、坂城町

6. 事業所の職員体制

職 種

所 長（業務の一元的な管理） 1名
生活相談員（生活指導及び相談） 2名以上
介護職員（介護業務全般） 4名以上
看護職員（看護業務全般） 2名以上
機能訓練指導員（機能回復訓練の指導） 1名

7. 職員の勤務体制

職 種

所 長	日勤	8時30分～17時30分	
生活相談員	日勤	8時30分～17時30分	
看護職員	日勤	8時30分～17時30分	その他
介護職員	日勤	8時30分～17時30分	その他
機能訓練指導員	日勤	8時30分～17時30分	

8. サービスの内容

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

・食 事

利用者に合った食事（刻み、粥、ミキサー対応など）を提供できるよう配慮し、自力摂取が難しい利用者には介助・声かけを行います。摂取状況の確認も行います。

・入 浴

入浴は基本的に毎日行います。見守り、介助、衣類の交換、身体面の様子観察を行います。状態に応じ、入浴は行わずに清拭（個室の温度を上げ身体を拭きます）とする場合があります。

・排 泄

排泄時の見守りと必要に応じて介助します。利用者の身体能力を最大限に活かした介助を行います。

・機能訓練

機能訓練指導員によって、契約者の心身の状態に応じ、日常生活を送るのに必要な機能維持・回復のためのストレッチや歩行練習と手段的日常生活動作（IADL）について助言や指導を行います。

・健康管理

看護職員、生活相談員、介護職員が行います。必要に応じて救急対応、利用者家族への連絡を行います。

・相談・援助

利用者や利用者家族から相談を受けた場合、必要な助言や関係機関への報告などを行います。

・送 迎

自宅～施設間の対応となります。時間指定にはできる限り対応します。発熱・嘔吐などの感染性疾患の疑いがある場合は、他の利用者の安全確保のため利用を中止することがあります。

・自立への支援

利用者の意思を一番に尊重し、残存機能の維持・向上のためのサービスを提供できるよう、学習レクリエーションや趣味活動を行います。

(2) 介護保険給付対象外のサービス

・食 費

食事代 580 円、おやつ代 120 円です。その他レクリエーション（イベント）などで外食や外出した際の食事代は別途負担となります。

・日常生活上必要となる諸費用実費

排泄の失敗による汚れや食べこぼしなどによる汚れについては、当施設で衣類や下着などを貸与します。貸与物の紛失・汚損・破損があった場合、購入代金を請求することがあります。

9. 利用料について

原則として、利用料の1割から3割が利用者の負担となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などが原因で事業者が直接介護保険給付が行われないことがあります。その場合は利用者の10割負担となります。介護保険限度額を超える場合は介護保険適用外となるため自費料金となります。尚、要支援・事業対象者（介護予防）については、1回毎の料金ではなく、1か月の料金です。

要介護1～5《1割負担》

(単位:円)

介護度	利用料 上段5-6対応 中段6-7対応 下段7-8対応	入浴介 助加算	機能訓練加算	処遇改善加算	食事代	おやつ代	合計 上段5-6対応 中段6-7対応 下段7-8対応
要介護1	570 584 658	40	56	介護職員等処遇改善加算Ⅱ ひと月の総単位数×9.0%	580	120	1,310
要介護2	673 689 777						1,324
要介護3	777 796 900						1,398
要介護4	880 901 1,023						1,413
要介護5	984 1,008 1,148						1,429
							1,517
							1,536
							1,640
							1,620
							1,641
							1,763
							1,724
							1,748
							1,888

要介護1～5《2割負担》

(単位:円)

介護度	利用料 上段5-6対応 中段6-7対応 下段7-8対応	入浴介 助加算	機能訓練加算	処遇改善加算	食事代	おやつ代	合計 上段5-6対応 中段6-7対応 下段7-8対応
要介護1	1,140 1,168 1,316	80	112	介護職員等処遇改善加算Ⅱ ひと月の総単位数×9.0%	580	120	1,920
要介護2	1,346 1,378 1,554						1,948
要介護3	1,554 1,592 1,800						2,096
要介護4	1,760 1,802 2,046						2,126
要介護5	1,968 2,016 2,296						2,158
							2,334
							2,334
							2,372
							2,580
							2,540
							2,582
							2,826
							2,748
							2,796
							3,076

要介護1～5《3割負担》

(単位:円)

介護度	利用料 上段5-6対応 中段6-7対応 下段7-8対応	入浴介 助加算	機能訓練加算	処遇改善加算	食事代	おやつ代	合計 上段5-6対応 中段6-7対応 下段7-8対応
要介護1	1,710 1,752 1,974	120	168	介護職員等処遇改善加算Ⅱ ひと月の総単位数×9.0%	580	120	2,530
要介護2	2,019 2,067 2,331						2,572
要介護3	2,331 2,388 2,700						2,794
要介護4	2,640 2,703 3,069						2,839
要介護5	2,952 3,024 3,444						2,887
							3,151
							3,151
							3,208
							3,520
							3,460
							3,523
							3,889
							3,772
							3,844
							4,264

※介護職員等処遇改善加算及び機能訓練加算は合計金額に含まれていません。

要支援1～2・事業対象者《1割負担》

(単位：円)

月額利用料			合計	1回毎の料金	
介護度	利用料	処遇改善加算		食事代	おやつ代
要支援1	1,798	介護職員等処遇改善加算Ⅱ ひと月の総単位数×9.0%	1,798	580	120
要支援2	3,621		3,621		

要支援1～2・事業対象者《2割負担》

(単位：円)

月額利用料			合計	1回毎の料金	
介護度	利用料	処遇改善加算		食事代	おやつ代
要支援1	3,596	介護職員等処遇改善加算Ⅱ ひと月の総単位数×9.0%	3,596	580	120
要支援2	7,242		7,242		

要支援1～2・事業対象者《3割負担》

(単位：円)

月額利用料			合計	1回毎の料金	
介護度	利用料	処遇改善加算		食事代	おやつ代
要支援1	5,394	介護職員等処遇改善加算Ⅱ ひと月の総単位数×9.0%	5,394	580	120
要支援2	10,863		10,863		

※介護職員等処遇改善加算は合計金額に含まれていません。

- ・要支援1・事業対象者の方は週1回程度の利用になり、要支援2の方は週2回程度の利用になります。
- ・要支援・事業対象者の方の場合、利用料は利用回数で算定されず、月に決められた利用料と月に利用した回数分の食事代で請求されます。
- ・介護職員等処遇改善加算及び機能向上訓練加算は合計金額に含まれていません。
- ・キャンセル料
 利用者の都合によってサービスを中止する場合、キャンセル料が発生します。但し、利用者の病状急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。
- ・利用料の支払方法
 支払方法は、口座引き落としまたは現金徴収となります。請求書を翌月10日以降に配布します。毎月末日締めで請求しますので、翌月25日までに支払いをお願いします。

10. 苦情等相談窓口

- ・サービスに関する苦情・相談については、以下の窓口で対応します。

苦情受付窓口	生活相談員	中山 美紀
苦情解決責任者	所 長	刀根 映
電 話	026-274-7654	
苦情箱	玄関脇に設置	

- ・公的機関への申し出・相談ができます。

千曲市健康福祉部高齢福祉課	026-273-1111
上田市高齢者介護課	0268-23-5140
坂城町福祉健康課保険係	0268-82-3111
長野市役所介護保険課	026-224-7871
長野県国民健康保険団体連合会	026-238-1555

11. 第三者評価の実施

当施設は現在行っていません。

12. 非常災害時の対策

非常災害その他の事態に備え、常に関係機関と連携を図り、対処方法について予め消防計画などを立て、年2回訓練を行います。

13. 緊急時及び事故発生時の対応

利用中の体調急変その他緊急事態が発生した場合、速やかに救急対応し、緊急時連絡先（利用者家族ら）へ連絡して適切な措置に努めます。また、居宅介護支援事業者などへ連絡します。

救急搬送病院など

千曲中央病院	千曲市杭瀬下 58	026-273-1212
南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会 666-1	026-292-2261

14. 施設の利用にあたっての留意事項

- ・迷惑行為など
騒音など他の利用者の迷惑になる行為は禁止します。
- ・所持金などの管理
原則として、所持金は自己管理をお願いします。
- ・宗教活動・政治活動
施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は禁止します。
- ・動物の飼育
施設内へのペットの持ち込み及び施設内での飼育は禁止します。
- ・持ち込みについて
原則として、飲食物を持ち込まないでください。責任を負いかねます。
- ・記名について
所持品には記名をお願いします。紛失の責任は負いかねます（記名が無い所持品に、施設で記名する場合があります）。
- ・喫煙について
喫煙は、施設職員へ申し出の上、所定の位置でお願いします。
- ・その他
医療器具などに弊害を及ぼす恐れがある物の持ち込みは禁止します。

15. 秘密保持

施設職員は、業務上知り得た利用者及び利用者家族の情報の秘密保持に努めます。尚、この守秘義務は契約終了後も同様です。

16 虐待の防止

利用者等の人権擁護および虐待の発生または再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 刀根 映
-------------	---------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待の防止を啓発および普及するために定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居者等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政または担当包括に通報します。

17 身体的拘束の適正化

- ① 原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる際は、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げる（ア）～（ウ）の要件をすべて満たすときは、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び状態等についての記録を行います。
- （ア） 切迫性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- （イ） 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合。
- （ウ） 一時性：利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束等を解ける場合。
- ② 身体拘束をなくすための取り組みとして定期的な事故防止委員会の開催と従業者に対しての研修会等を開催しています。

18 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護のサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者） 住 所

氏 名 印

代理人 続柄（ ） 住 所

氏 名 印